

公設研究機関における知的 財産に関する取組について

福岡県農林業総合試験場
企画部知的財産活用課
山本 康平

H29・7月25日(火)



当場の業務内容

- 福岡県産農林産物のブランド化につながる新品種の開発
- 福岡県産農林産物の競争力をより高める生産・流通技術の開発
- 環境に配慮した生産技術の開発やシステムの構築
- 農林産物の輸出を進める技術開発



当場で育成した品種（一部抜粋）



ラーメン用小麦
「ラー麦」



高温耐性水稻
「元気つくし」



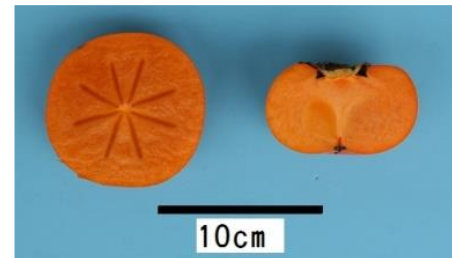
ビール用大麦
「はるみやび」



果肉が緻密
「とよみつひめ」



いちごの王様
「あまおう」



大玉でサクサク
「秋王」

「知的財産権」という権利

知的財産権

- ・ 技術や著作物、新品種等、何かを発明した人が、その発明を独占的に使用できる権利。

商標権
ロゴ、名称等

育成者権
新品種

特許権
新技術

意匠権
デザイン

著作権
曲、本、映画等

実用新案権
アイデア、改良

他人が発明者に許可なくその発明を使うと
権利侵害（不法行為）になる。



育成者権とは

- 種苗法で規定される、育成者に与えられる権利
- 農林水産省に出願し、審査を受けて取得
- 期間は**25年**。果樹などの永年性作物は**30年**

	出願料	47,200円
登録料	1年目～3年目	6,000 円/年
	4年目～6年目	9,000 円/年
	7年目～9年目	18,000円/年
	10年目～	36,000円/年

育成者権の侵害とは

・育成者に無断で種苗を利用すること

＜「利用する」とは＞

生産・調整・譲渡(譲受)・輸出入・貸渡(借受)

(譲渡・貸渡は申し出も含む。)

→栽培地域を福岡県内限定としている品種が他県で栽培されていたら、何らかの譲渡が疑われる。

※知り合いに余った苗をあげた(もらった)など

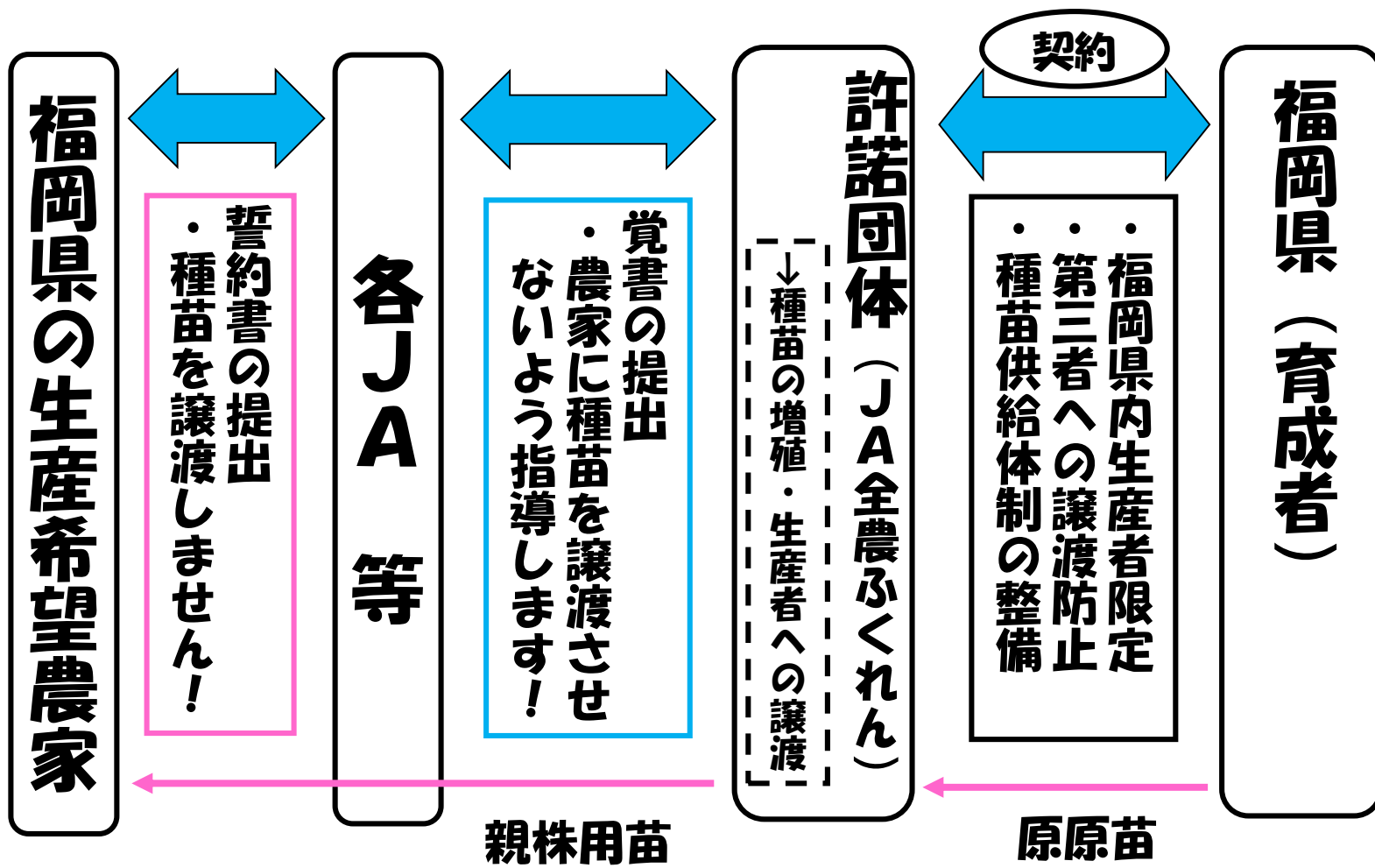
侵害の罰則規定

- ・育成者権者は、侵害したものに対し、その品種の生産・販売の差し止めや損害賠償を請求できる。
(種苗法33・34条)
- 悪質な場合は、刑事罰も！(67条・73条)

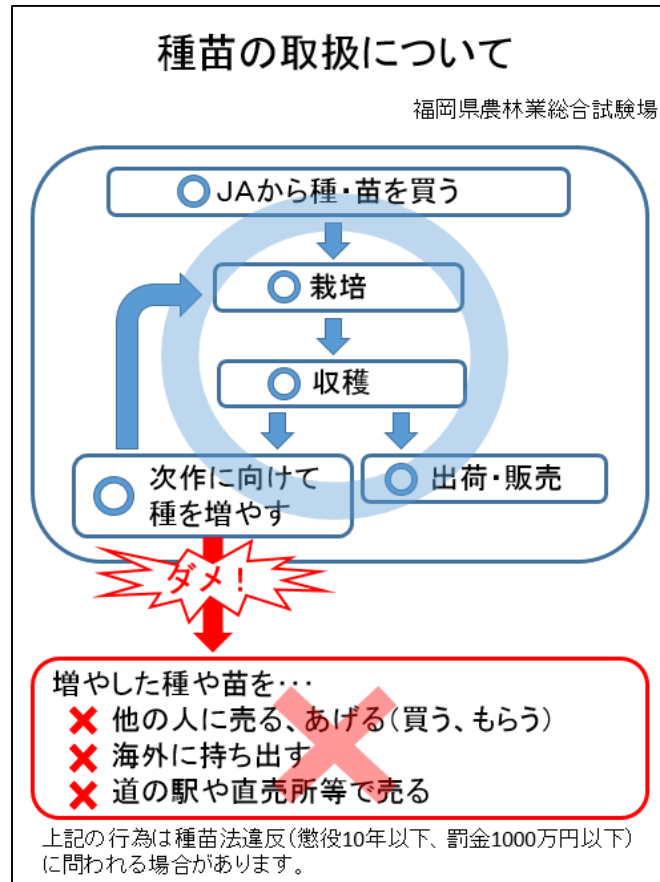
<罰則>

個人：懲役10年以下or罰金1000万円以下
法人：罰金3億円以下

種苗流通ルール（あまおうの場合）



侵害防止対策その1（啓発活動）



・育成者権侵害が起きる原因
「知らなかった。」
→ 知ってもらうための啓発活動が重要。

・啓発活動の結果、侵害疑義に関する通報が増えたり、相談内容も具体化してきた。

※一物品目は次作に向けての種苗増殖を禁じている。

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/act/houritu/04-4-sekoukisoku-t3.pdf>

侵害防止対策その1（啓発活動）

＜県内関係者への研修＞

（出張講義）

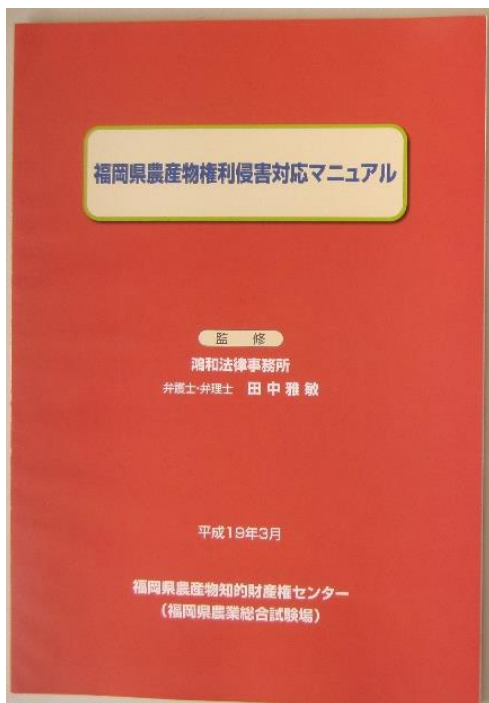
- 生産者
- JA営農指導員
- 直売所

（視察対応）

- JICA(青年海外協力隊)
- 中学生の職場体験
- 地域コミュニティ視察 etc…

侵害防止対策その2（体制整備）

- ・場内の対応方針を整備



福岡県農産物権利侵害対応 マニュアル

- ・法律事務所監修のもと
平成19年3月作成

侵害防止対策その2（体制整備）

- 品種識別技術(DNA鑑定)

<たとえばラーメンの場合>



すべて
識別可能

侵害防止対策その2（体制整備）

- ・ 農産物知的財産権保護ネットワーク
- ・ 平成15年5月設立・・・18道県からスタート
（福岡県は設立～平成28年度の事務局）
→ 平成28年4月に47都道府県加入

<活動内容>

- ・ 育成者権侵害対応時の連携
- ・ 先進事例や方針、業務内容等の情報交換 etc...

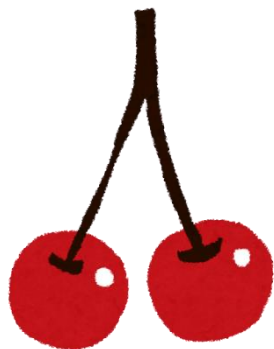
侵害防止対策その3（小売・ネット調査）

- **種苗や青果物を販売している小売店舗にて、巡回調査を行っている。**
- **インターネット調査**

<調査の視点>

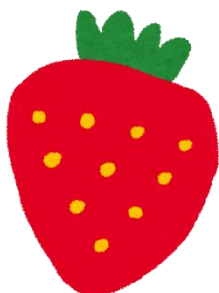
- **県育成品種種苗の無断販売**
- **「他県産あまおう」などの販売がないか**
- **「福岡県産の他県育成品種」の販売がないか**
etc...

種苗の流出は国外も・・・。



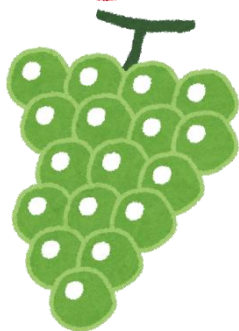
<オウトウ品種「紅秀峰」>

- ・視察に来たオーストラリア人に、枝を1本あげてしまった。
- オーストラリアで大量生産。日本に輸出しようとした。



<イチゴ品種「レッドパール」>

- ・愛媛県の農家が作った品種。韓国の1農家とだけ許諾契約を締結。
- いつの間にか韓国中で栽培された。



<ブドウ品種「シャインマスカット」>

- ・中国で生産・販売の疑い
- 育成者権を中国で取得していないため、権利侵害に問えない。

海外での品種登録について

- 育成者権等、多くの知的財産権は国ごとに登録が必要。
 - 登録手続きは相手国の言語で書面を作り、相手国の法律に沿って行われる。
- 弁理士費用や通訳などもあり、とてもお金がかかる。

海外侵害対策について

- ・ **福岡S6号（商標名：あまおう）は前から海外で知財権を取得。**
育成者権：中国、韓国
商標権：中国、韓国、香港、台湾

種苗の不正入手・栽培、名称の不正使用があっても法的措置をとることができる！

どんな品種を海外で登録するべきか

- 当該国への輸出を見据えており、侵害により現地市場を奪われるリスクがあること
- 気象や土壌条件等から現地栽培が可能であり、日本に逆輸入するリスクがあること
- その品種の登録が制度上可能であること
(UPOV条約や当該国の法律等)
などなど。

※海外での品種登録を行う場合、相手国の制度に精通した弁理士等、専門家も交えて検討する必要がある。

知財に関する問い合わせ対応業務

<① 知財の解説>

種苗法や育成者権とは何を教えてほしい

<② 通報窓口>

これって侵害じゃないの？

<③ 知財の活用>

育成者権や商標権をどう経営に活かせばいいの？

<④ 知財権取得支援>

品種ができた！登録したい！
許諾契約ってどういうものなの？

最後に

当场知的財産活用課では
相談窓口・出張講義も
やってます。
ご相談ください。
(092-924-2986)



ご清聴
ありがとうございました。

